

環境宣言の町 神流町

神流町環境対策パンフレット



平成22年3月 群馬県神流町

皆さんの一つひとつの行動で神流町の環境を守れます

—— 豊かな自然環境を次の世代にのこすために ——

町のみなさんと共に推進したいこと

 電気について こまめにコンセントを抜いて節電しましょう。	 テレビについて テレビを見る時間を短縮しましょう。	 車について 環境に配慮した運転に心がけましょう。	 洗濯機について 水の使いすぎをなくしましょう。
 ガスについて 適正な火力調整や余計な沸騰をさせないようにしましょう。	 冷蔵庫について 扉の開閉回数を減らしたり、詰め込み収納をさけるなどしましょう。	 リサイクルについて リサイクルできるものは、積極的に利用しましょう。	 居住環境について 冷暖房製品に頼らないで、快適な生活ができるよう、衣類の調整や周囲の緑を増やす工夫をしましょう。
 水道について 水を有効的に使用して、節約に努めましょう。	 冷暖房について 設定温度を必要最小限の温度としましょう。	 生活ゴミ焼却の禁止について 生活ゴミは絶対に燃やさないようにしましょう。	 その他 ごみの減量化に努めましょう。一人ひとりが清掃美化に努めましょう。

* 神流町のおもな環境対策事業 *

1. 神流川の環境対策

- 合併処理浄化槽設置を推進し、水質の保全と生活環境の向上に役立てる。
- 神流川の復元につなげるため、水質浄化や河川整備を図る。(合併処理浄化槽設置事業、カジカの保護、瀬と淵を取り戻す実験工事、飯島川の整備事業)

2. 森林の保護、保全対策

- 美しい森林にするため、間伐等を行い整備を図る。
- 林業作業道を作ることにより、森林整備や森林環境保全を図る。(美しい森林づくり基盤整備事業、民有林造林事業、緑の少年団育成事業、林業作業道総合整備事業、森林環境保全事業、森林病害虫等防除事業)

3. 農地の整備対策

- 耕作放棄地の刈り払い、抜根、耕起、整地等を行い、農地を再生させ、農地環境保全を図る。
(耕作放棄地再生事業)
(特定農産物栽培対策事業)

4. ゴミ対策

- 全国環境月間の趣旨を尊重し、神流町の美しい環境を保持するため、町内1世帯1人以上の参加による河川・町道等の一斉清掃の実施。
- レジ袋の削減等容器包装使用の合理化推進、不法投棄防止策、廃タイヤ等有料回収(町内一斉クリーン運動、レジ袋削減運動、不法投棄防止の看板設置やパトロール、廃タイヤ等有料回収)

“環境宣言”について

環境問題は地球的課題として世界の多くの国々において広く議論されているところであり、現代を生きる私たちは、地球環境を良好な状態で次世代にそして未来に引き継いで行く責任を負っています。特に温暖化防止対策を始めとした環境諸施策は、行政課題の重要な地位に位置付けられております。

本町においても、神流町環境美化に関する条例第2条及び神流町環境保全要綱第3条に基づき、これらの現状を深く認識し、あらゆる観点からの環境行政を積極的に推進する必要があることに鑑み、次のとおり”環境宣言”を發します。



神流町長 宮前 徹十郎

環 境 宣 言

神流町は、水と緑をはじめとする優れた環境と景観をもち、歴史と文化を育んできました。

この恵み豊かな環境を、町民共通の貴重な財産として次の世代に引き継ぐことが現在に生きる私たちの責務であり、願いでもあります。

私たちは、身近な環境を大切にする一人ひとりの行為がかけがえのない地球環境を守ることを理解し、環境に優しい社会の創造を目指して暮らしや事業活動のあり方を考え、行動しなければなりません。

ここに私たちの使命を深く認識し、町民・事業者・行政が一体となって人と自然の共生する郷土を創るため、神流町を「環境の町」とすることを宣言します。

参考

◆神流町環境美化に関する条例

第2条 町の生活環境保全とは、豊かな自然環境との調和を図りつつ、町民が健康で快適な生活を営むことができるよう、良好な環境を将来の世代に継承していくことを基本として行われなければならない。

◆神流町環境保全要綱

第3条 町長は、住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、国及び県が実施する環境汚染の防止に関する施策に協力するとともに、町における自然的又は社会的条件に応じた環境汚染の防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。